別表第四の六百十三の項の次に次のように加える。

六百十三の二　百四号	北九州市道	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　北九州市門司区大字吉志にある福岡県道二十五号と北九州市道百四号との交点 二　同区松ヶ江にある北九州市道百四号と北九州市道百六号との交点
六百十三の三　百六号	北九州市道	北九州市道百六号の全区間
六百十三の四　百十二号	北九州市道	北九州市道百十二号の全区間
六百十三の五　百十三号	北九州市道	北九州市道百十三号の全区間
六百十三の六　百十四号	北九州市道	北九州市道百十四号の全区間
六百十三の七　百十五号	北九州市道	北九州市道百十五号の全区間
六百十三の八　百十六号	北九州市道	北九州市道百十六号の全区間
六百十三の九　二百四号	北九州市道	北九州市道二百四号の全区間

別表第四の六百十四の項の次に次のように加える。

六百十四の二　三百四号	北九州市道	北九州市道三百四号の全区間
六百十四の三　三百六号	北九州市道	北九州市道三百六号の全区間
六百十四の四　四百十号	北九州市道	北九州市道四百十号の全区間
六百十四の五　六百十四号	北九州市道	北九州市道六百十四号の全区間

別表第四の六百十五の項の次に次のように加える。

六百十五の二　二号	福岡市道十	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　福岡市東区箱崎ふ頭二丁目にある福岡市道十二号と福岡市道三十一号との交点 二　同区箱崎七丁目にある一般国道三号と福岡市道十二号との交点

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

第一各号列記以外の部分中「定めるもの」の下に「第二号ヘ及び第五号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分を、当該部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。」を加え、同第一号ト中「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル」を「軽量気泡コンクリートパネル」に改め、同第二号ヘ中「又は(2)を「から(3)まで」に改め、同号ヘに次のように加える。

(3)　厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの

第一第五号ハ中「又は(2)を「から(3)まで」に改め、「防火被覆」の下に「（屋外側の防火被覆が(1)又は(2)に該当するものにあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。）」を加え、「（屋外側にあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。）」を削り、同第六号ロ中「繊維混入ケイ酸カルシウム板」を「繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）」に改め、「」を加える。」を削る。

第五第五号中「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル」を「軽量気泡コンクリートパネル」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

第一各号列記以外の部分中「第三号ハ」を「ニ並びに第三号ハ及びニ」に改め、同第一号ハ(1)から(5)まで以外の部分中「又は鉄材」を削り、「(5)まで」を「(7)まで」に改め、同号ハ中(5)を(6)とし、(1)から(4)までを一ずつ繰り下げ、(1)として次のように加える。

(1)　平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第二号ヘ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

第一第一号ハに次のように加える。

(7)　厚さが三十五ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル

第一第一号に次のように加える。

ニ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

第一第二号ハ中「前号ハ」の下に「又はニ」を加える。

第一第三号ハ(1)及び(2)以外の部分中「又は鉄材」を削り、「又は(2)を「から(6)までのいずれか」に、「第一第一号ハ(1)から(5)まで」を「第一号ハ(1)から(7)まで」に改め、同号ハ中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1)　平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第二号ヘ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（(1)又は(2)に該当するものにあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。）